

經濟學叢論 每月一日發行  
第一卷第一號 昭和十四年七月一日發行  
大正四年六月二十一日第三號 昭和十四年七月一日發行

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟叢論

第十四卷 第一號

昭和十四年七月

## 京都帝國大學經濟學部創立二十年記念論集

田島・戸田・神戸・小川・河上・河田・山本・作田の前八教授肖像  
記念展覽會及講演會寫眞

國家の社會的構成……

完全豫見の問題……

時局下に於ける農業計畫生産……

世界經濟の動向……

小工業の特質と其の助成方針……

ナチスの經營共同體の理論及び構造に就て……

徳川時代の經濟統制……

信用理論と其の經濟的基礎……

企業聯繫としての再保險……

マックス・ウェーバーの國民主義……

ロバートソンの物價變動理論……

中小工業と市場……

沒價値性理論の成立……

政策學としての日本經濟學……

日本經濟學の根本原理……

經濟學部二十年を回顧して……

經濟學部創立二十年記念經濟學會大會記事

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

法學博士 河田 嗣 郎

文學博士 高田 保 馬

經濟學博士 八木 芳之助

經濟學博士 柴 田 敬

經濟學士 大塚 一 朗

經濟學士 中川 興之助

經濟學士 堀 江 保 藏

經濟學士 中 谷 實

經濟學士 佐波 宣 平

經濟學士 白杉 庄 一 郎

經濟學士 青山 秀 夫

經濟學士 田 杉 競

經濟學士 出口 勇 藏

經濟學博士 谷 口 吉 彦

經濟學博士 石川 興 二

經濟學博士 本庄 榮 治 郎

## 小工業の特質と其の助成方針

大塚 一朗

### 一 小工業の概念

先づ、問題の中心的対象たる小工業とは何であるか。それを典型的形態に於て促へて、これに概念的表現を與へておかねばならぬ。最初に吾々は現代國民經濟の上の工業生産界全體を通觀して、そこに存在する無數の各個企業の自己資本を若干數の規模別段階に分類的に排列し、次に其の各段階に於ける各種所有の組織形態の分布狀況を檢討するとする。かゝる手續によつて、吾々はそこに個人主體制の組織形態が支配的頻繁度、たとへば九〇%以上の分布狀況を示してゐる自己資本額の規模の最高段階が何たるかを把握し得る筈である。かゝる把握の上に小工業概念は成立する。即ち小工業とは、個人主體制組織の外皮を纏ふことが大多數の例になつてゐる最高段階の規模の限度内にある自己資本を基礎にし、且つ個人主體制組織形態を持てる工業生産的營業單位のことである。即ち小工業は營業單位の一定範疇であり、個別資本によつて統一されたる經濟單位の或る範疇である。従つてそれは作業組織の技術的統一體の或る範疇、たとへば小工場といはれるものとは異なる内容を持ち、兩者は混同されてはならない。又他人の資本に立脚する被傭勞働の一定形態、たとへば家内勞働と小工業とが別箇のものであることをも注意しておかねばならぬ。

現代の市場機構的社會經濟内にある營業經濟の所有關係的組織形態は個人組織及び各種結社組織等種々様々になつてゐるが、營業經濟の基礎たる自己資本の規模を若干の段階に分けて排列する場合に、吾々は其の各段階が右の各組織形態の分布狀況に關して夫々特殊の相を呈するのを見るであらう。而して、個人主體的組織の形態が支配的頻繁度、例へば九〇%以上の頻繁度を示すのは、一定の最高限度の規模別段階迄であつて、それ以上の規模別段階に於ては、各種結社形態の組織が重要な頻繁度を示して現はれて來るのである。

如何なる限度の規模別段階迄に於て個人主體的形態が支配的頻繁度を示すかの答は、具體的には箇々の生産部門によつて異なる筈である。それは、各規模別段階に於て所有組織の各種形態が夫々に示す頻繁度を制約する諸事情が各種部門毎に特殊の内容を持つからである。其の制約的事情の主たるものは、各部門の發展に關する沿革性と各部門の収益力安定性とであらう。其の他にもなほ若干の、いはゞ偶然的事情が指摘せられ得る。ともかくも、一定の生産部門が當該國民經濟内にて發展の沿革が古く、既に高度資本主義の展開に先立つて部門内資本蓄積が相當の程度に達してゐたり、或は一定部門の収益力が景氣其の他の影響を受けて高度の變動性を示すものであつたりする場合には、其の部門に於ける自己資本の規模別排列は比較的高い段階迄個人主體制組織の支配的頻繁度狀況を示すことになるであらう。

先に小工業概念の構成に際して問題にしたところは、一國民經濟の工業生産界全體を通じての自己資本の規模別段階であるが、これに關する綜括的な統計的調査は今日迄のところ我が國についても亦其の他の國についても其の行はれた事を聞かないから、實は正確には先に規定した概念によつて小工業の具體的把握を行ふことが今のところ出來ないのである。それでも、此の點について、若干の特殊部門に關してではあるが、間接的に或る程度の具體的示唆を與へる資料は存してゐる。即ち我が商工省が昭和七年度にゴム靴及ゴム底布靴、電球、陶磁器、綿三綾、絹紬、珫瑯鐵器、毛織物及毛交織物、銑鐵鑄物等諸生産部門の工業經營狀況を各種觀點から、各主要生産地方を中心にして統計的に調査したる結果の發表されたものがある。今此の資料によつて各種生産部門に於ける自己資本の各規模別段階に現はれる個人組織形態の分布頻繁度を算出するに、別表の如くである。

吾々の問題の重點は、あれこれの各箇特定生産部門に於て、個人主體的組織の分布が支配的頻繁度を以て現はれてゐる自己資本の規模別段階の最高限度は具體的に如何なる程度のものであるかといふところにあるのではない。ただ、吾々の小工業概念の構成方法は如何にして實踐的に可能であるかを説明する爲の一手段として、而して又小工業の具體的限界に或る示唆を與へるものとして次の表を掲げるのである。

### 小工業の特質と其の助成方針

個人組織企業數各規模別百分率

(商工省、工業經營狀況一昭和7年一より算出)

部門及規模別		組織形態別	個人組織 專業者數	會社組織 專業者數	專業者數 總計	專業者總計 中個人組織 %
陶 磁 器	自己資本金(以下同ジ) 5,000円以上 10,000円未滿		371	5	376	98
	10,000円以上 30,000円未滿		234	10	244	95
	30,000円以上 50,000円未滿		31	9	40	77
	50,000円以上100,000円未滿		15	5	20	75
電 球	3,000円以上 5,000円未滿		24	1	25	96
	5,000円以上 10,000円未滿		30	3	33	90
	10,000円以上 30,000円未滿		30	5	35	87
	30,000円以上 50,000円未滿		4	1	5	80
ゴ ム 底 靴 布 及靴	2,000円以上 3,000円未滿		13	1	14	92
	3,000円以上 5,000円未滿		9	6	15	59
	5,000円以上 10,000円未滿		17	5	22	77
	10,000円以上 30,000円未滿		34	13	47	72
	30,000円以上 50,000円未滿		8	6	14	57
毛 織 交 織 物 及物	30,000円以上 50,000円未滿		82	4	86	95
	50,000円以上100,000円未滿		90	12	102	88
	100,000円以上300,000円未滿		91	14	105	86
綿 三 綾	5,000円以上 10,000円未滿		73	10	83	87
	10,000円以上 30,000円未滿		77	4	81	95
	30,000円以上 50,000円未滿		12	8	20	60
	50,000円以上100,000円未滿		4	5	9	44
珐 瑯 鐵 器	2,000円以上 3,000円未滿		1	0	1	100
	3,000円以上 5,000円未滿		5	2	7	71
	5,000円以上 10,000円未滿		7	4	11	63
	10,000円以上 30,000円未滿		17	1	18	90
	30,000円以上 50,000円未滿		2	0	2	100
	50,000円以上100,000円未滿		5	5	10	50
器	100,000円以上		4	7	11	32

小工業の特質と其の助成方針

先に規定した小工業の概念は自己資本の規模に關する要件の他に、更に、その主體的組織の形態に關する要件即ちそれが個人的組織の形態のものであることの要件を含んでゐる。然るに、現實の或る企業は其の自己資本の大きさが恰もそれと同一規模の段階では個人組織の形態に支配的頻繁度が現はれてゐるといふが如き程度のものであるのに、自らは例外的に結社組織の形態を持つてゐるといふ場合が屢々存してゐる。いはゞ、其の自己資本規模別段階に見る例外的組織形態である。吾々は其の組織形態とならびに其の自己資本規模との兩方面から、先に規定したる小工業概念の二要件を正確に充足する資格を持つた現實の或る工業的營業體のことを典型的小工業として把握するけれども、たまたま其の組織形態に關して右に述べた如き例外的性質を持つた工業的營業體をもこれを例外的小工業又は廣義小工業として關聯的に把握することは、現實經濟の具體的理解といふ觀點から有意義の仕方であると思ふ。

## 二 小工業の特質

小工業に對する政策的處置の方向を決定する前提として、小工業が一特殊企業層として、他の種類の工業的企業層と對比關係的に持つところの特質が何であるかに就て検討したい。

(一) 業界構成に於ける企業單位數の夥多性。小工業の設立は極めて容易簡單に行はれ得る性質のものである。其の収益經濟的諸關係の見透に立脚して業主が一度その設立を企圖すれば、其の必要資本額が比較的小規模なると設立手續の容易なるとの爲に、一舉手一投足の間に小工業は設立せられ得る。此の點は結社形態の事業と大

いに其の性質を異にしてゐる。我國の小工業の自己資本額は最低なるものに於ては、數百圓程度のもものが少くなく、多くても數萬圓程度のものである。かゝる程度の規模の自己資本は、業主の貯蓄、相續、他の部門からの轉業等の方法によつて比較的容易に調達せられ得るものである。事實關係及び法律關係に於て個人組織の形態が結社形態のものに比較し、設立過程の手續の簡易輕便なる程度については敢て説明を俟たない。

かくて、収益經濟的關係から小工業の存立可能を何等かの程度に保證する事情を具へた社會經濟的地盤の上には、必然的に小工業の簇出群生を見るに至る。現代日本に幾許數の小工業が存してゐるか、未だ統計的調査の確認せざるところである。けれども、商工省工場統計表が昭和十一年末現在にて職工五人以上の我國工場總數九〇、六〇二中八四・七%即ち七六、七二六は職工五人以上三〇人未滿工場であると報じてゐると、更に昭和五年度に於て全工業有業者中の五二・九%即ち二、三四五、三六一人が職工五人未滿工場の從業關係者であるとする上田博士の推定計算とを彼此參照すれば、如何に莫大なる數の小工業が我國に現存してゐるか、大凡の推測は決して不可能でない。

小工業の數が夥多であることは、業界競争の激烈性並に産業の地方的分散性の傾向を意味してゐる。業界競争の激烈性、供給過多性、無統制性の傾向は箇々の當該企業殊に小工業の如き小資本企業にとつては基礎不安定、収益力薄弱化の根本的原因として重大な弱點であり、小工業層實質の一般的脆弱性を語るものである。しかし、産業の地方的分散性は地方經濟及び地方財政を強化し、國民經濟力の地方的均衡化に貢獻すること、それ自體は國民經濟上の一長所を意味するといへる。特殊少數地方への人口及び富の遍倚的集中の傾向愈大なる現代に於て

2) 昭和11年工場統計表

3) 上田貞次郎、日本小工業概説(内池博士紀念論文集、昭和13年)

右の長所の意義は充分高く評價されなければならぬ。

(二) 技術的組成に於ける勞働集約性と小規模經營性。小工業は其の經營構造に於ける技術的組成の上に勞働集約性の特質を持つてゐる。此の特質の生ずる原因は二つある。即ち精鍊にして進歩したる高度の機械化的技術の設置は固定資本投下の要請に制約されて、一般に小資本の小工業にとり實行上の困難が避けられぬといふ事情が消極的原因になつてゐる。後になつて別に述ぶることであるが、一般に小工業に於ては勞働費が特別に低廉である。これが又積極的原因として小工業的技術組成の勞働集約性を惹起してゐる。

しかし、小工業の技術組成が勞働集約性であるといつても、同時に従業人員の數も極めて少いから、その勞働編成について分業の原理は到底充分に適用され得ず、手工的熟練が技術の中心的要素として要請されてゐながら、實は萬能的熟練性が必要であつて、其の爲に従業者を熟練の眞髓に達せしむることは甚だ困難である。加之、技術の科學的研究といふが如き進歩化的施設は實施せらるべくもない。現今、軍需品製造に於て小工業から夥しき不適格品を産出することを憂慮されたり、從來小規模工場に關して輸出品製造上に於ける所謂粗製濫造が傳へられたのは、以上の點から見て、少しも異とするに足らぬ。

以上の如く小工業的經營に於ける技術的段階が極めて低位劣弱ならざるを得ないといふことは、國民經濟的見地より見て、資材及び勞働の莫大なる浪費を意味し又國內重工業殊に機械製造工業の發達を妨げる。尤も、小工業に於ける勞働編成の不合理化に因る國民經濟的浪費は、一方小工業が業主の妻及び家族等の持つ餘剩的零碎勞働を適時に利用する機會をつくりといふ事情によつて、若干緩和されるとの見方は一應成立たぬではない。これ

につき立入つての検討はこゝに避けておく。

小工業の技術的停滯を指摘したに關聯して注意しておくべき一事がある。即ち近年電動機、石油發動機等新時代の發動機の小形物の小工場に於ける逐年使用増加を見、且つそれに伴つて小型作業機の使用も増加してゐる。全體として、小工業的作業過程に於ける機械化の進展は現今の生産界を特色づける一指標的現象である。これは確に小工業に於ける技術的組成が或る程度に進歩した事を語る。しかし、此の新現象はこれを經濟關係の方面から見ても、たゞ好ましとせらるべきだけのものであらうか。國民經濟的に見て、かくの如き零細的機械の夥しき分散的設置は諸設備生産の資材、動力、燃料等に關しての浪費を意味する。更に、企業經濟の立場から見れば、小工業に於ける機械化の進展は固定資産の急激な増加を意味し、それは借入金増加、銷却計劃の非合理性に基づく經營財務の混亂激化、流動資金の逼迫化、景氣其の他の市場變動に對する經營弾力性の減退等を結果して、小工業の弱體性を激化し、其の基礎を不安定にする作用をなす、即ち、作業過程機械化の一般的進展は益々小工業の獨立性を奪ひ去つて行く。

(三) 從業部門に關する特性。小工業は其の技術的特性から制約されて、其の從業部門に關し自ら一定の制限を受ける。即ち技術的に見て、生産對象が高度の科學化的、機械化的作業を必要とするもの、大型性なるもの、並に經濟的に見て、大量的一率規劃的生産方法を必要とするものは小工業の取扱範圍に屬し得ない。統制經濟の進展が消費合理化の方策として規劃統一化を強化する程小工業の從業適性の範圍が狭められる譯である。

とにかく、小工業の從業部門は、一般的には、技術的關係から手工を主たる生産要素として要求するもの、需

4) 職工5—9人の小工場に於ける原動機使用狀況 (總該當工場數に對する使用工場%) 昭和4年 75% 昭和6年 77% 昭和9年 79% 昭和11年 81% (工場統計表11年度より算出)



要方向の變動が大なるか又は需要市場の狭小なるもの、小型性にして技術的にも經濟的にも比較的小規模の機械的設備により生産可能なるもの等の對象を取扱ふ範圍に限られることになる。即ち多くの民需品生産、大型品の構成的部分品生産、小型品修繕の如き部門がそれに當る。かくて、國內需要に關し、對外輸出に關して、民需品生産上に於ける小工業の意義は必然的に重くなる。そして又それ故に、戰時經濟體制に於ける民需品生産の地位の意義を具體的に理解すれば、それから出發して、適切なる小工業對策の必要が起つて來る。

(四) 製品賣捌機構に於ける小工業の從屬性。一般的にいへば、小工業は其の製品の賣捌に關して殆んど市場經濟的獨立性を持つてゐない。即ち小工業は競争的取引の市場に於ける完全な獨立の一單位ではない。尤も、若干の例外はある。即ち其の製品を直接に自己の手を以て最後の需要者に分散的に供給するといふ賣捌形態を持つ小工業者がそれである。都市に於ける衣食住關係の小工業に屢々其の例を見る。かゝる形態のものゝ市場經濟的獨立性は相當に高い。しかし、かゝる製品賣捌形態は全體として小工業を通じて見れば、殆んど例外的意義を持つてゐるに過ぎない。大多數の小工業は其の製品の賣捌に關して必然的に少數の大資本事業との取引關係に入込まざるを得ない。それによつて始めて其の製品の買手を與へられてゐる事情にある。其の場合に於て、かゝる取引關係に入込むことの經濟的必要性と並に製品買手の少數性といふ二つの事情が原因になつて、小工業の立場から見れば、其の買手との結合について、現實には、殆んどそこに自由選擇の可能性は存してゐない。即ち多くの小工業は其の製品の賣捌に關して、買手たる大資本に隸屬の地位に立つてゐるものである。即ち小工業は大資本に依存して現代の市場機構に於ける存在を許されてゐるといふも過言ではない。小工業が其の製品の賣捌に關

して少數大資本への隸屬關係に入込むことを下請關係の成立といふ。下請關係成立の場合には、當該小工業の立場に於て殆んど買手選擇の能力は失はれ、賣手としての自由競争能力は奪はれて仕舞ふ。従つてその市場經濟的獨立性は極度に消滅する。下請關係にも二種類がある。商業的下請と工業的下請とである。

小工業に對する買手が商業的大資本である場合に商業的下請は成立する。小工業者の生産が本來の生産近接地の範圍に止まらず、廣く國內又は國外の遠隔地に於ける分散的需要者を目當てにしたものである場合には、必然的に仲介機關としての商業的大資本が其の商品流通の過程に介入して來て、先づそれが小工業者の直接の買手となるに至る。此の商業的大資本の介入にも一次的、二次的等段階があるが、消費財の内地流通過程に介入する商業的大資本の最高段階に立つものは大問屋資本又は百貨店資本であり、對外的流通に關してはそれが貿易資本である。

小工業製品の直接の買手がそれ自體一つの工業的大資本である場合に於て、典型的なる工業的下請關係は成立する。たとへば高級の工藝的織物又は陶磁器工業の如く、其の製造材料及び加工過程が複雑な場合に自然的に成立する分業的組織も一種の下請關係の展開を惹起するものだが、それは固有の下請又は資本主義的下請關係と比較し其の動機及び意味が異つてゐる。即ち前者は資本の蓄積小なるが故に、後者は資本の蓄積大なるが故に起る。固有の工業的下請關係は工業的大資本が自己保存の見地から、自己の製品の部分品又は自己製造量の一部につき、これを自ら製造せずして、原料を給し又は給せずして、外部の小工業より一定の單價にてそれを買入るゝことにより成立する。即ち工業的下請に入る小工業は大工業資本の計劃的自己防衛の道具として其の存在を與へら

れる。

現代的大工業組織の根本的弱點は、固定資本、従つて又不變費用の壓力の強化である。そこで、大工業資本はそれへの對策として、二つの活路を覓める傾向がある。即ち經濟的採算の範圍内にて資本固定化を輕減する路を覓める。一つには固定設備の規模を最高緊張時の需要を基準としたるものよりも若干程度制限縮少してをくのである。二つには高度の統一的機械化設備の生産技術によるを要せぬ部分品の全部又は一部の生産を外部の小工業に依頼するのである。小工業の工業的下請は右の如く大工業資本の經濟的硬化性輕減の自衛的配慮から生れるけれども、そこには更に加はる技術的及び經濟的條件がある。小工業の技術が下請生産に堪えねばならぬ事と、小工業の下請價格が下請を刺戟する廉價のものでなければならぬ事とがそれである。前者の條件は益々小工業の固定資本負擔を増加して其の元方工場への依存必要性を強化するといふ矛盾を惹起するか、又は小工業の基礎を不安定化する傾向を持つ。後者の條件は必然的に下請工業に於ける勞働條件の低劣性に期待してゐる譯である。

商業的下請にしても、工業的下請にしても、元方資本と下請小工業との間には相互依存の客觀的關係がある。いふまでもなく、既存の小工業層は國民經濟的に見て綜括的にはそれ自體巨大の生産力を意味してゐる。それ故眞にその巨大生産力の國民經濟的利用を確保せんとするならば、元方資本と下請工業との内面的相互依存の關係に對する客觀的認識が重要な前提になる。

(五) 資金借入能力の缺陷。外部より資金を借入れる能力に著しき缺陷を有することは小工業の一特質である。擔保能力の不確實性、經營的管理計算に於ける家計經濟と營業經濟との混同性、借入所要資金の比較的小口

性等の諸契機が右の金融關係的特質を根本的に基礎づける役割を持つてゐることには疑が無く、事實又多くの人がそれを指摘してゐる。しかし、小工業金融難の一層根本的にして本質的な原因は一般に小工業の収益力の劣弱性と不安定性とである。蓋し堅實なる収益力は最大の擔保條件であり、それを缺如する場合には信用能力に本質的な缺陷を生ずる。

其の信用能力に缺陷を有することが原因になつて、本格的金融機關たる銀行以外の問屋、金貸、質屋、無盡に多く依頼する結果を招き、その結果が原因となつて更に信用能力の缺陷を増大してゐる。人は小工業の信用能力の劣弱性の本質的原因を暴露する必要がある。信用能力が薄弱なのに、固定資本の増加する傾向は益々小工業の金融逼迫化を生じ、それからまた信用能力の加速度的劣弱化が惹起されてゐる。信用能力の薄弱なる小工業が金融的に自己調整を遂げ得る唯一の道は餘裕自己資本を準備することにある。殊に、収益の一部を経営内に蓄積して自力資本を建設することにある。統制經濟化は價格公定化の施設によつて交換經濟機構に於ける臨時的利得成立の機會と見込とを奪ひとつて、小工業の爲に、甚だ狭いがしかし唯一の健全なる金融の道を閉塞し又は一層窮屈ならしめたといへる。これによつて小工業の信用能力は益々薄弱化する譯である。

(六) 被傭關係を持たぬ従業者の存在と一般勞働條件の劣悪性。業主の家族が被傭關係外にあつて、従業してゐることは、勞働費の壓力に大なる弾力性を與へ且つ勞働生産費を低減せしむるに與つて力ある作用をなし、勞働關係に於ける小工業の一特質である。しかし、それよりも、小工業に於ける被傭勞働者の勞働強化と勞働待遇の相對的劣悪性とが一層重要な特質である。被傭勞働者に關する右の特質は一般に小工業の資力及び収益力の貧

弱なることと、強制的勞働保護法規からの免除とから生れて來る。我國の工場勞働保護法規は小工業の勞働に關して次の二つの重大な適用免除を規定してゐる。第一に、工場法規は爆發及び中毒等特別に有害危険な作業並びに撚絲織物の事業にして原動機使用のもの以外、常時十人未満の職工使用の工場に適用せられない。第二に、常時十人以上の職工を使用しても、原動機の使用なき限り、工場法施行令第一條列舉の多數輕工業部門が工場法規適用外に置かれてゐる。たとへ、工場法の適用ある場合でも、一般に小工業では其の資力及び収益力の劣弱性に制約されて、勞働條件が法の要求する程度にさへ及び難い。屢々工場監督官が法の要求と經濟の實狀とに挾撃されて進退兩難の苦境に立つ場合が少くないやうである。

勞働條件の劣悪性と勞働の強化、並びに家族關係的從業勞働の存在は大なる程度に小工業への勞働費負擔を輕減する。此の事は小工業の私經濟的立場にとつて、確に最大の特徴であつて、商業的及び工業的下請關係の成立を齎す經濟的條件の主たるものはこれに根據してゐる。大資本が小工業の勞働關係に於ける特殊性を利用するのである。しかし、それを國民生産政策的及び社會政策的見地より見る場合に、小工業が勞働保護の問題について重大な缺點を持ち且つ全體としての技術の高度化を妨げてゐることを看過し得ない。

(七) 營業の指導目標に於ける非資本家的収益性。小工業の業主の中心的營業目標、從つて又小工業の指導原理は、一會計年度の總收得より借入金利子、固定資本消却分、原材料、及び關係諸租稅等の物的諸費用と並に併せて從業勞働に對する現實的及び相當見積的費用を控除したる殘餘に就て一國通用の自己資本利潤率を見んとするところにあるのではない。

小工業の營業繼續を可能ならしむる収益限界は、小工業の年度の總収益が諸物的費用とならびに被備勞働費を償つて、其の殘餘収益が家族殊に従業家族の生活費を賄ひ得るや否やに存してゐる。勿論自力資本の建設的蓄積、事業の擴張が業主の目標に存してゐないといふではないが、それは限界以上の餘裕的範圍に屬してゐる。即ち業主家族の生計維持が其の儘直接に小工業營業の中心的指導目標となされり、その實質的内容として業主をも含めて従業家族の勞働が費用因として計算せられぬ點に、小工業經濟の混成的企業性の基礎が存してゐる。即ち小工業に於ては未だ企業經濟と家計經濟との分離が完成してゐない。これは小工業の營業的基礎の不安定性を根拠づける要素ともなるし、又一面から見ても小工業的營業の存立能力に於ける特殊な強靱性を生む原因にもなる。

小工業の業主が何故に自己資本に對する正常的利潤率の追求に執着しないか。何故にこゝに収益關係的限界線を劃してをかぬか。それは小工業が其の業主及び従業家族に與へる特殊の心理的満足感の存在によつて説明されなければならぬ。小工業の業主及び従業家族は其の自己資本即ち自己營業を基礎にして、ともかくも被備勞働にあらぬ獨立勞働の機會を與へられてゐる。こゝに彼等の特別な心理的満足が存してゐる。

かくて、正確にいへば、小工業は業主家族の生計維持と獨立勞働生活の確保とに其の中心的營業原理を持つてゐるとせねばならぬ。

### 三 小工業の助成方針

前述の如き特質を備へた小工業層が今日迄我國工業界の重要な構成要素を成して來た經濟的原因の主要なもの

を、全産業部門を通じて概観すれば次の如くである。第一は本質的原因である。即ち農村を中心の發生源とする大量過剩労働を自然的調節に放任せんとする労働政策は小工業を強制的労働保護の規定の適用圏外に排除したる結果、小工業に過剩労働の自然的避難所がつけられ、低廉労働従つて又労働集約的技術組成の可能條件が與へられることになつたのである。かゝる基本的傾向に對し、近年の我國に於ける小規模原動機及び小型作業機の目覺しき利用普及が顯著なる助成的影響を與へた。以上の二元的事情が同時に起つた事が我國小工業の地位の重要化を生ずるに至つた根本的原因として特に注目せらるべき點である。第二は附隨的原因にして、労働集約的技術組成の可能は必然的に我が國産業體制全體の性格をして輕工業中心、民需部門中心的ならしむる市場環境をつくり、それが一層我國小工業の地位の重要化に拍車をかけた。

以上の如き原因に基いて我國の重要産業層を形成して來た小工業群は、今迄或は過剩人口を養ひ、或は國內民需を充足せしめ、或は民需品輸出によつて國際貸借改善に貢獻し、或は産業、經濟及び財政の地方間的均衡化に資益する等、國民經濟充實の積極的要素たる意義を持つこと少くなかつた。しかし、他方又商、工業の大資本をして小工業の搾取的利用の上に姑息偷安の夢を貪るべき機會を與へ、且つ全體としての日本工業の技術の高度化と重工業の發達とを妨げ加之小工業の上に於ける労働及び物資の浪費的使用によつて國民經濟的能率を害する等、小工業が國民經濟的利益に與へた消極的影響の方面にも重大なものがある。

然るに、かゝる功罪兩面の意義を持つ我が小工業的産業層の上に、戰時經濟が種々の契機を通じ未曾有の壓迫的影響を與へた。輕工業的雜貨輸出の不振、外國原料の逼迫、物資使用の制限、國內消費の節約、労働力不足、

價格の公定、配給統制等は殊に重要な障蔽的契機として小工業の存在を奪ひ若くは脅威してゐる。

そこで、かゝる狀況に對して中小工業の振興又は救済の問題が時局經濟に於ける一重要問題になつてゐる。即ち或は低利救済資金や轉業資金の融通、又は中小工業の大陸移住の助成乃至奨勵が重要視されてゐるが、それらは皆眼前の事態に對する應急的性質の社會政策的手段として、勿論有意義の施設である。

しかし、こゝではかゝる臨時的施設としての對策ではなく、我が産業界の重要構成分子たる小工業層に對しての對策乃至助成手段が則るべき根本原則を指摘したい。而して、それには、吾々は先づ最初に、現下に於ける我が國の最高目標が我が國民經濟に課してゐる最高課題を擧げなければならぬ。其の最高課題と先に検討したる小工業の特質とを對比して、其の間から小工業對策の根本方針を認識することが出来るのである。

現在我が國民經濟に課せられてゐる最高課題にして小工業對策に密接な本質的關係を有するものは次の三つである。第一は重工業中心の生産力を一層擴充強化することの要請である。重工業中心の生産力の擴充強化を保證する條件は戦時と平時とに於て自ら相異してゐる。平時關係に於ては重工業品の輸出増加と國內生産技術の一般的高度化とが絶対に必要な條件になる。第二は一般に國民經濟の力を強化する爲に、勞働及び物資の涵養及び利用に於ける合理性を可及的に高度化して嚴に其の亂用浪費を避くべきことの要請である。第三は我が國民經濟をしてそれが少くとも近き將來の一定期間は避けること困難なるべき一大難局的狀態に善處せしむる爲に、これが要件として我が國民的經濟社會の構造様式を高度の協同的體制化に編成替すべきことの要請である。かゝる國民經濟的最高課題から規定される小工業對策の原理的基準は次の如きものでなければならぬ。



(1) 適當な順序を追ふて一筋に小工業的經營の協同組合的結合化、殊に生産部面の協同組織化就中共同作業場の發展を促進せねばならぬ。茲に技術の高度化、市場關係に於ける小工業の弱點除去等の基礎が與へられる。なほ此の原理から、孤立的小工業の整理減少が追求せられ、從つて又小工業の免許制度が必要になる。その他、同じ原理により小工業々主の傳統的心理たる個人主義的遊離化傾向への教育的是正や孤立的小工業への直接的金融援助の回避等も要求される。

(2) 商業的下請關係及び工業的下請關係の内容を整理統合して、これを元方資本と下請組合事業との關係に組織化し、元方資本をして下請組合の經濟殊に金融關係につき法制上の援助責任を負擔せしむる機構を立てねばならぬ。

(3) 強制的勞働保護條件の免除を條件とする小工業助成の方針は撤廢又は改善しなければならぬ。

時局經濟の上に於て、我が重要産業層たる小工業に附着してゐる國民經濟的弱點を取除き、それが固有して來た國民經濟への積極的、促進的影響の方面を益々強化するのには、前記三大原理を以て小工業に對處することが、根本的に必要である。要するに、國民經濟再編成の最高課題から判斷すれば、小工業の無條件的謳歌や小工業への無批判的助成の方針に對し嚴重な合理主義的批判を加へる餘地のある事は、小工業の特質と國民經濟の最高課題とを併せ顧みて否み難いところである。